入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月5日
支出負担行為担当官
北陸農政局長　齊藤　政満

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　加治川用水農業水利事業　加治川第２頭首工ゲート設備建設工事
⑶　工事場所　新潟県新発田市大字西名柄地内
⑷　工事内容　本工事は、国営加治川用水土地改良事業計画に基づき、加治川第２頭首工ゲート設備を建設するものである。
洪水吐ゲート設備工　鋼製シェル構造ローラゲート　⒝31.800m×⒣3.270m　３門
土砂吐ゲート設備工　鋼製シェル構造ローラゲート　⒝17.750m×⒣3.450m　２門
取水ゲート設備工　鋼製プレートガータ構造スライドゲート　⒝1.900m×⒣1.550m　３門
鋼製プレートガータ構造スライドゲート　⒝2.600m×⒣1.550m　１門
取水口土砂吐ゲート設備工　鋼製プレートガータ構造スライドゲート　⒝2.000m×⒣0.950m　２門
付帯設備工　スクリーン、歩廊・手摺、管理橋　１式
電気通信設備工　機側操作盤、遠隔監視制御設備、計測設備、水位警報設備、カメラ設備　１式
既設構造物撤去工　１式
⑸　工期　平成28年12月９日まで
⑹　使用する主要な資機材
鋼材　ＳＭ490　250ｔ　鋼材　ＳＭ400　100ｔ　鋼材　ＳＳ400　50ｔ　鋼材　ＳＵＳ304　75ｔ
⑺　本工事は、下記内容の対象工事である。
①　提出された技術提案等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する標準Ａ―Ⅰ型総合評価落札方式の工事である。
②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。
⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　北陸農政局における対象工事種別に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、鋼構造物工事の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　施工実績
①　平成10年度以降に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。
ただし、共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）
なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、「据付」も同様である。
②　同種工事とは、河川用水門扉の製作据付工事（新設若しくは全面更新に限る。）とする。
なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。
①　監理技術者にあっては、次のいずれかの資格を有すること。
ア　一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理士
イ　技術士（建設部門　選択科目：鋼構造及びコンクリート）
ウ　一級建築士
エ　国土交通大臣特別認定者
②　主任技術者にあっては次のいずれかの資格若しくは経験を有すること。
ア　一級土木施工管理技士又は、一級建築施工管理士と同等以上の資格
イ　技術士（建設部門　選択科目：鋼構造及びコンクリート）
ウ　一級建築士
エ　指定学科を卒業後、「①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学含む）３年以上」の鋼構造物工事の実務経験を有する者
オ　10年以上の鋼構造物工事の実務経験を有する者
③　平成10年度以降に河川用水門扉の製作据付工事（新設若しくは全面更新に限る。）の施工経験を有する者であること。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑤　現場据付にかかる技術者においては、平成26年10月１日より、建設業法第26条及び建設業法施行令27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。
⑥　工場製作にかかる技術者においては、工場製作段階では選任を要するが専任の配置は要しない。なお、他工事に係る製作と一元的な管理体制の製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。
⑺　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。
⑻　工事完成、引渡し後においても、会社組織（同系列会社のサービス組織を含む。）に設備・製品に対する保守サービス体制が整備され、「新潟県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等が確立していること。
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）